

熊本県公報

号外 第 5 号
平成 16 年 2 月 17 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う鶏汚染物品等の移動及び搬出の制限.....(畜産衛生課) 1

告 示

熊本県告示第 126 号の 2

熊本県家畜伝染病予防規則（昭和 26 年熊本県規則第 21 号）第 2 条の規定により、大分県玖珠郡九重町で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、次のとおり家畜等の移動を制限する。

平成 16 年 2 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 移動を制限する家畜等
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品
- 2 移動制限区域
南小国町、小国町、産山村、阿蘇町（県道 12 号に沿って大分県境から県道 339 号との交差点までの以北、県道 12 号と県道 339 号との交差点から国道 212 号と県道 149 号との交差点を結んだ線までの以北、国道 212 号に沿って県道 149 号との交差点から国道 57 号との交差点までの以北及び国道 57 号に沿って国道 212 号との交差点から一の宮町境までの以北）、一の宮町（国道 57 号に沿って阿蘇町境から波野村境までの以北）及び波野村（国道 57 号に沿って一の宮町境から大分県境までの以北）
- 3 移動制限期間
平成 16 年 2 月 17 日から当分の間

